

# 大阪府立槻の木高等学校同窓会会計基準

平成30年1月3日 第3回総会承認 同日施行

## 【会計の計算方法】

- 1 会計計算は、キャッシュフローとする。

## 【会計の勘定科目】

- 1 収入の部の大科目は、「前期繰越金」「会費収入」「寄付金収入」「雑収入」とする。
- 2 支出の部の大科目は、「運営費」「活動費」「教育振興費」「予備費」とする。
- 3 収入の部は、小科目を定めない。
- 4 支出の部の「運営費」の小科目は、「会議費」「交通費」「事務費」「名簿管理費」「報酬費」「渉外費」とする。
- 5 支出の部の「活動費」の小科目は、「総会開催費用」「会報誌発行事業費」「二十歳の集い事業費」「後輩達へのメッセージ支援事業費」「その他事業費」とする。
- 6 支出の部の「教育振興費」「予備費」は、小科目を定めない。
- 7 科目の追加、変更については、本会計基準を変更する手続きによる。

## 【各科目の内容】

- 1 「前期繰越金」は、前期末の残額で翌期に繰り越す金額。
- 2 「会費収入」は、会則第17条に規定される「入会費」。
- 2 「寄付金収入」は、同窓会に寄付された金額。  
ただし、金額が1万円以下の寄付金については、「雑収入」に計上する。
- 3 「雑収入」は、預金利息などを計上する。
- 4 「運営費」は、同窓会の運営に直接関わるものとする。
- 5 「活動費」は、同窓会が行う事業に関するものとする。
- 6 「教育振興費」は、母校の教育振興に関する支援とする。
- 7 「運営費」の「会議費」は、幹事会、役員会、会計監査人の監査、外部監査人の監査の実施に係る会場費や会議茶菓代等の経費など。
- 8 「運営費」の「交通費」は、7番の会議等に係る交通費。
- 9 「運営費」の「事務費」は、事務用品や事務に関わる経費で他科目に属さないもの。
- 10 「運営費」の「名簿管理費」は、同窓会正会員の名簿作成、管理、情報変更などに要する経費。
- 11 「運営費」の「報酬費」は、外部監査人への報酬など正会員以外への必要な報酬。
- 12 「運営費」の「渉外費」は、関係団体他との交渉、折衝などに使用する経費。
- 13 「活動費」の「総会開催費用」は、総会開催に係る経費。
- 14 「活動費」の「会報誌発行事業費」は、会報誌発行に係る経費。
- 15 「活動費」の「二十歳の集い事業費」は、二十歳の集い開催に係る経費。

- 16 「活動費」の「後輩達のメッセージ支援事業費」は、後輩達のメッセージの支援に係る費用。
- 17 「活動費」の「その他事業費」は、他の科目に属さない同窓会の事業経費。
- 18 「教育振興費」は、学校への教育活動等に係る設備等の支援に係る費用。
- 19 「予備費」は、幹事会で承認された各予算の内容に不足が生じた場合、各科目の予算額の1割を超えない範囲で、役員会の承認を得て使用することができるものとする。  
ただし、幹事会で承認された予算内容と異なるものへの支出はできない。
- 20 本会計基準の変更については、幹事会の審議を経て、承認されなければいけない。